

平成27年度 船員の特定最低賃金改正について 東北運輸局長決定分

○ 船員の最低賃金について

海上労働の特殊性を考慮し、船員の最低賃金は、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、船員の最低賃金に係る決定・改正・廃止については、国土交通省が管轄しております。

○ 船員の最低賃金の改正手続きについて

国土交通大臣権限に係る船員の最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る船員の最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問し、当該審議会（船員部会）に設置される各業種ごとの最低賃金専門部会により調査審議された後、当該審議会からの答申を受けて改正の決定が行われます。

1. 東北運輸局長決定分の船員の特定最低賃金

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金
- 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金

- 東北海上旅客運送業最低賃金
- 東北漁業（大中型まき網）最低賃金

2. 平成26年度 諮問～効力発生

- 27. 8. 28 諮問（内航運航業、旅客運送業、沖合底びき網、大中型まき網）
- 27. 8. 20 船員部会へ付託
- 27. 11～12 最低賃金専門部会審議
 - 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会
第1回11月19日、第2回11月26日
 - 東北海上旅客運送業最低賃金専門部会
第1回11月16日、第2回11月30日、第3回12月25日
 - 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金専門部会
第1回11月19日、第2回11月30日
 - 東北漁業（大中型まき網）最低賃金専門部会
第1回11月16日、第2回12月7日
- 27. 12. 25 船員部会議決（地交審へ審議結果報告）
- 28. 1. 14 答申
- 28. 2. 23 最低賃金決定
- 28. 4. 8 効力発生

3. 答申(改正)内容

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金
 - 職員 242,400円→244,200円
勤務期間が一定の期間に満たない者
225,950円→227,750円
 - 部員 183,200円→185,000円
海上実歴3年未満
174,050円→175,850円
- 東北海上旅客運送業最低賃金
 - 職員 238,300円→240,000円
 - 部員 177,250円→178,250円
- 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金
196,200円 → 198,200円
- 東北漁業（大中型まき網）最低賃金
194,800円 → 196,800円
(特例地域181,100円 → 183,100円)

* 船員部会

平成20年10月1日の国土交通省の組織改正により東北船員地方労働委員会が廃止され、同委員会が行っていた調査審議事務が東北地方交通審議会に移管。このため、東北地方交通審議会に船員部会を設置し、移管された事務を実施。

船員部会の委員構成は、公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名。